

不利益処分基準（公表用）

所管部（局）・課 道路課

法令名	共同溝の整備等に関する特別措置法	法令の番号	昭和38年法律第81号				
不利益処分の種類	負担金の督促	根拠条項	第25条				
処 分 基 準	<p>(佐賀県財務規則) (督促)</p> <p>第百六十九条 収支等命令者は、その所掌に属する債権について履行期限までに履行しないものがあるときは、履行期限後五十日以内に、期限を指定して納入者に督促状（様式第百二十九号）を発するとともに、その旨を未納者一覧表（様式第百三十号）、返納金未済一覧表（様式第百三十一号）又は徴収金整理簿（以下「未納者一覧表」という。）に整理しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指定する期限は、督促状の発行の日から十日以内の適当と認められる日としなければならない。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	道路課	交付機関	道路課	目次NO